

町田市行政不服審査会
2017年度第2号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2020年9月30日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2017年5月2日付け17町総法第17号(2017年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○ ○○(以下「審査請求人」という。)が2016年9月15日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定に基づき、2016年9月15日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その子とのことで相談した記録等について個人情報開示請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年11月14日付け16町地障第2050号「個人情報部分開示等決定通知書」(以下「部分開示決定通知書」という。)により本件処分を行った。処分の内容は、審査請求人の子に係る「知的障がい者(児)サービス台帳(以下「本件対象文書1」という。)」及び審査請求人と審査請求人の子に係る「忠生地域障がい者支援センターケース記録(以下「本件対象文書2」という。))」、審査請求人に係る「精神保健福祉記録(以下「本件対象文書3」という。))」を特定し、その一部をそれぞれ本件条例

第21条第1項第2号、第3号又は第6号に該当するとして非開示とし、非開示とした分を除く部分を開示するものである。

3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2016年12月27日に「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2017年3月8日付け16町地障第2993号「弁明書」により弁明した。

5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町総法第17号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2017年6月26日 審議

2018年3月22日 審議

2018年11月27日 審議

2018年12月21日 処分庁に対する事情聴取

2019年1月25日 審議

2019年2月26日 審議

2019年3月20日 審議

2019年6月28日 審議

2019年7月26日 審議

2019年8月23日 審議

2020年7月17日 審議

2020年8月19日 審議

2020年9月17日 審議

7 処分庁は、2018年12月21日の事情聴取において、審査会から、部分開示決定通知書の「請求の一部について応じない理由」欄の記載が不十分かつ不適切である旨の指摘を受けたため、2019年1月25日の審議に、補充資料を提出した。この補充資料には、「開示できない部分」、本件条例第21条第1項の「適用号」、「適用の基礎となる事実関係」、「理由」、「備考」の欄があり、開示できない部分それぞれに対する理由が個別具体的に記載されていた。また、非開示とする理由に該当するとして適用した本件条例第21条第1項の号が、部分開示決定通知書から一部変更されていた。

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書における主張

- ア 大切な部分も解らない。
- イ 他の個人情報の開示も明らかに不当。

2 処分庁の主張

(1) 部分開示決定通知書及び弁明書における主張

障がい福祉相談に係る相談支援の根幹は、「聞き取り及び観察したことのうち、評価に関する部分」、「分析・判断」等である。そのため、開示を前提とすると、支援にあたっての評価判断を委縮させることにつながり、記載内容の形骸化を引き起こすこと、また、開示することで相談者の信頼関係に支障をきたすことが懸念され、業務の適切な実施が著しく困難となることが考えられる。また当該記録には、第三者との相談内容が含まれており、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、非開示とした部分は、本件条例第21条第1項第2号、第3号及び第6号に該当する。

(2) 2019年1月25日の審議に提出した補充資料における主張

処分庁は、審査会の事情聴取の際に受けた指摘に対する補充資料により、次のとおり主張している。

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、非開示とした部分に1から104までの通し番号を付けている。このうち、13、17、18、19、20、21、22、25、26、31-4、40、42、48、55、74-2、75、80、81、83-2、84-1、84-2、86-2、87、88、89、92、94-1、96、97、99-2、99-4は、審査請求人に対する実施機関の評価を記載している。これらは開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

68、86-1、99-1、104は、相談者が秘匿性をもって相談した内容を記載している。これらは開示することで、実施機関と障がい者本人並びに家族との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第3号に該当する。

1、2、3、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、23、24、27、28-1、29、30、31-2、32、33、34、35、38、39、41、43、44-1、44-3、46、47、50、51、53、56、57、58、59、60、61、62、63、65、66、67、71、72、73、77、78-1、79、82、90、91、93、98、102、103は、審査請求人及びその子に関する情報の提供者の名前及び内容を記載している。これらは開示することで、実施機関と関係機関との信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障

が、い者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難となるため、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

28-2、31-3、36、37、44-4、45、49、52、54、76、78-2、94-2、95、101は、実施機関の活動が記載されている。また、4、31-1は、実施機関の活動内容及び情報提供者の名前が記載されており、5、69-2はそれに加えて情報提供内容が記載されている。これらは開示することで、障がい者相談支援事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、本人への支援の実施が今後著しく困難となるため、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

イ 本件対象文書2について

本件対象文書2のうち、非開示とした6月7日付け及び6月15日付けの部分は、通報者を示唆する内容を記載している。障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第8条では、「当該通報又届出を受けた市町村の職員は、その職務上知りえた事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはいけない」と規定されており、本件条例第21条第1項第1号に該当する。

4月15日付けの部分は、障がい者本人に対する実施機関の評価を記載しており、開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

5月10日付1行目後段の部分は、情報提供者の名前及び電話番号を記載しており、開示することで、実施機関と関係機関の信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第3号に該当する。

5月10日付け下段3行、5月12日付け、5月30日付け、5月31日付け、6月7日付け、6月10日付け、6月15日付けの部分は実施機関の活動内容を記載している。これらは、障がい者相談支援事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、本人への支援の実施が今後著しく困難になる、実施機関と関係機関との信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難になるとの理由から、本件条例第21条第1項第6号に該当する。また6月7日付けの一部分は、障がい者の虐待防止事業における実施機関の初動対応内容を記載しており、虐待防止事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、通報を受けた場合の対応の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

ウ 本件対象文書3について

本件対象文書3のうち、非開示とした2011年4月26日付けの相談記録中、「主訴」、「状況及び観察した事」、「分析・判断」の部分は、審査請求人に対する実施機関の評価を記載しており、開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象

本件は、審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その子のことで相談した記録等についてなされた個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った部分開示決定に係る審査請求である。審査請求人の当該子は、当該開示請求時点において成人になっていたものである。以下、審査請求人の当該子を、「子」と表記する。

2 本件対象文書1について

(1) 本件対象文書1の性質等

知的障がい者（児）サービス台帳は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項及び第5項に定める事業を行うに当たり、一般に、知的障がい者の支援、更生援護等の事務を行うにあたって、当該者ごとに相談内容や実際に行った支援の記録等を綴った文書である。当該記録等を行うことにより、実施機関の相談担当職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。本件対象文書1は、子との相談内容を記録した文書であって、町田市の区域を分割して各担当区域ごとに職務を分掌することとした2016年4月以前の文書である。また、当該文書については、法令上特定された様式がなく、かつ、同文書作成時点において、実施機関（所管課）においても様式は定めていない。くわえて、その記載の仕方も、担当職員によってその都度、事実と所見とを明確に区分することなく、相談を実施したそのときの経過が記載されたものとなっている。

処分庁は、本件条例第21条第1項第2号、第3号又は第6号（以下、それぞれ、「第2号、第3号、第6号」という。）の各規定をそれぞれ根拠として、本件対象文書1における関係する箇所を非開示としているので、当該各条項を根拠とすることが妥当であるといえるか否かについて、当該条項ごとに検討する。なお、非開示箇所については、通し番号が付けられているので、当該通し番号で該当の非開示箇所を指摘することにする。

(2) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

第2号は、保有個人情報、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、相談担当職員による電話や面談における相談時における審査請求人又は子の話し方などから、審査請求人又は子の心理的状況などの状態等について当該相談担当職員が下した評価や判断の記載は、それらの者に開示することによって、それらの者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、それらの者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

そこで、第2号該当性を理由として非開示とされているのは、13、17～22、25、26、31-4、40、42、48、55、74-2、75、80、81、83-2、84-1、84-2、86-2～89、92、94-1、96、97、99-2、99-4の各箇所であることから、審査会において、これら各箇所の記載内容を個別具体的に確認すると、それらは次のようなものとなっていた。なお、これらは、子に関するもの(17、26、74-2、75、86-2、97、99-2、99-4)と、審査請求人に関するもの(13、18～22、25、31-4、40、42、48、55、80、81、83-2、84-1、87～89、92、94-1、96、97、99-4)とに区別することができる。

13の箇所には、子の状態についての審査請求人の発言内容の真否に関する担当職員の評価、判断が記載されている。

17の箇所には、担当職員の訪問面談時における子の応答時の対応の様子とその原因についての担当職員の評価、判断が記載されている。

18～22の各箇所には、同一日(2009年12月1日)の訪問面談時における連続する審査請求人の発言時の様子に関する担当職員の評価、判断が記載されている。

25の箇所には、電話相談における審査請求人の状態についての、その話し方から担当職員が評価、判断した結果が記載されている。

26の箇所には、訪問時における子の様子についての担当職員の評価、判断が記載されている。

31-4の箇所には、審査請求人から障がい福祉課への架電内容を伝え聞いた担当職員が、子の行動の様子についての当該内容から判断した内容が記載されている。

40の箇所には、電話による会話後の審査請求人の様子に関する担当職員の評価、判断が記載されている。

42の箇所には、審査請求人に関する同人を担当する職員の評価、判断が記載されている。

48の箇所には、かかりつけ病院医師・実施機関・審査請求人の三者会議における審査請求人の話し方についての評価、判断が記載されている。

55の箇所には、審査請求人からの架電対応時における担当職員の回答に対する審査請求人の様子についての評価、判断が記載されている。

74-2及び75の各箇所には、同一日（2015年6月2日）の訪問面談時における子の行動の様子を基礎として行われた当該子に関する実施機関の評価が記載されている。

80及び81の各箇所には、審査請求人との電話による会話の中で当該会話の状況を基礎として行われた審査請求人の様子に関する実施機関の評価が記載されている。

83-2の箇所には、訪問面談時における審査請求人とのやりとりを基礎として行われた審査請求人に関する実施機関の評価が記載されている。

84-1の箇所には、電話による相談時における審査請求人との会話を基礎として行われた審査請求人に関する実施機関の評価が記載されている。

84-2の箇所には、審査請求人との電話による相談時における子の状況に関する実施機関の評価が記載されている。

86-2の箇所には、子との電話による相談時における当該相談についての当該子の意図に関する実施機関の評価が記載されている。

87の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話の内容に関する実施機関の評価が記載されている。

88の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話から判断される審査請求人の理解に関する実施機関の評価が記載されている。

89の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話中の審査請求人の感情の変化に関する実施機関の評価が記載されている。

92の箇所には、審査請求人からの電話の内容についての、その電話を受けた実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価が記載されている。

94-1の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話中の審査請求人の心理的状况に関する実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価が記載されている。

96の箇所には、審査請求人との訪問面談時における会話中における審査請求人の発言に関する実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価が記載されている。

97の箇所には、審査請求人との訪問面談時における会話の様子を基礎として行われた、審査請求人と子との関係に関する実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価が記載されている。

99-2の箇所には、子との訪問面談時における会話中における当該子の様子等を基礎として行われた実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価が記載されている。

そして、99-4の箇所には、子との訪問面談時における会話中における当該子とのやりとりを基礎として行われた当該子及び審査請求人の様子に関する

実施機関（具体的にはケースワーカー）の評価、判断が記載されている。

以上のとおり、上記各箇所の記載はすべて、それら個人の様子、状態等についての評価、判断等に関するものであり、かつ、それらを審査請求人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるものと判断される。

したがって、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等が開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とすることを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

（3）第3号該当性を理由とする非開示部分について

第3号は、保有個人情報が、開示請求人本人以外の「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人が介在しない状況下において、子の状態・様子について記載された相談担当者の所見は、それが開示されることによって、当該子と審査請求人との関係を損ない、その結果、親子関係における当該子の利益を侵害するおそれがある情報である。

そこで、第3号該当性を理由として非開示とされているのは、68、86-1、99-1、104の各箇所であることから、審査会において、これら各箇所の記載内容を個別具体的に確認すると、それらは次のようなものとなっていた。

68の箇所、86-1の箇所及び99-1の箇所の各箇所には本件対象文書1の対象者である子の、審査請求人の不在の状況下での面談時の又は電話での発言内容が、そして、104の箇所には面会時の子の様子が、それぞれ記載されている。

前者の、子の発言内容の記載は、当該発言が審査請求人の不在の状況下でのものであり、そして、後者は、面会時の子の様子の記載となっており、ともに、第三者である子に関する情報の記載であり、かつ、それを開示することにより当該第三者である子の権利利益を侵害するおそれがあるものと判断される。

したがって、それら各箇所を、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とすることを認める第3号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

（4）第6号該当性を理由とする非開示部分について

第6号は、保有個人情報、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、障がい者相談支援事業の実施にかかわる、実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たってい

る機関から提供された情報及び当該提供者の姓、実施機関の障がい者相談支援事業の活動内容は、それが開示されることによって、それら関係機関と実施機関との信頼関係や、当該関係機関と当該支援事業を受けている審査請求人との信頼関係に軋轢などが生じるおそれが高く、その結果、当該支援事業を実施するに当たり必要となる各種の情報の実施機関における収集が困難となり、ひいては、当該支援事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる情報である。

そこで、第6号該当性を理由として非開示とされているのは、1～12、14～16、23、24、27～31-3、32～39、41、43、41-1、44-3～47、49～54、56～63、65～67、69-2、71～73、76～79、82、90、91、93、94-2、95、98、101～103の各箇所であることから、審査会において、これら各箇所の記載内容を個別具体的に確認すると、それらは次のようなものとなっていた。

1～3、6～12、14～16、23、24、27、28-1、29、30、31-2、32～35、38、39、41、43、44-1、44-3、46、47、50、51、53、56～63、65～67、71～73、77、78-1、79、82、90、91、93、98、102、103の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施にかかわる、実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たっている機関から提供された情報及び当該提供者の姓が記載されている。

4、5、31-1、69-2の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施にかかわる、実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たっている機関から提供された情報及び当該提供者の姓に加えて、実施機関の当該事業の活動内容が記載されている。

28-2、31-3、36、37、44-4、45、49、52、54、76、78-2、94-2、95、101の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施にかかわる実施機関の具体的な活動内容が記載されている。

障がい者相談支援事業の実施にあつては、実施機関のほか、障がい者の支援に多数の関係機関が関与し、それら多数の関係機関からの関係情報の提供が行われることになる。そのような情報及び当該情報の提供者の姓を開示することになると、実施機関とそれら関係機関との間及びそれら関係機関と当該事業の対象者との間の各信頼関係に軋轢が生じるなどして、障がい者相談支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。同様に、実施機関の当該事業に係る具体的な活動内容を開示することも、実施機関と当該事業の対象者との間の信頼関係に軋轢を生じさせることになり、障がい者相談支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、それら各箇所を、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とす

ることを認める第6号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

3 本件対象文書2について

(1) 本件対象文書2の性質等

障がい者支援センター・ケース記録は、本件対象文書1の知的障がい者（児）サービス台帳と同様、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項及び第5項に定める事業を行うに当たり、一般に、知的障がい者の支援、更生援護等の事務を行うにあたって、当該者ごとの記録等を綴った文書である。なお、当該文書の様式についての法令上の定めはない。

本件対象文書2は、従来、実施機関本庁舎において作成管理してきた知的障がい者（児）サービス台帳を、市の区域を分割して各担当区域ごとに職務を分掌することとした2016年4月から精神障がい者相談業務の委託を受けた忠生地域障がい者支援センターにおいて、対象者ごとに相談内容を記録している文書のうち、審査請求人との相談内容を記録した文書である。当該記録を行うことにより、実施機関の相談担当職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号の規定（以下、「第1号」という。）、第2号、第3号又は第6号をそれぞれ根拠として、本件対象文書2における関係する箇所を非開示としているので、当該各条項を根拠とすることが妥当であるといえるか否かについて、当該条項ごとに検討する。

(2) 第1号該当性を理由とする非開示部分について

第1号は、保有個人情報「法令により明らかに開示をすることができないとされているもの」を非開示情報と定めている。

第1号該当性を理由として非開示とされているのは、6月7日付け及び6月15日付けの合計2箇所の各箇所についてである。当該箇所には、それぞれ、障害者虐待防止法に基づいて行われた、養護者から虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に関する情報が記載されている。当該通報が市町村に行われた場合、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことが障害者虐待防止法に規定されている（障害者虐待防止法第8条）。したがって、当該2箇所を法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているもの（法令秘）を非開示とすることを認める第1号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

前記2（2）のとおり、第2号は、保有個人情報、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人個人に関する実施機関の評価の記載は、当該者に開示することによって、当該者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、当該者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

第2号該当性を理由として非開示とされているのは、4月15日付けの当該箇所についてである。当該箇所には、「所見」という見出しが書かれた後に、その具体的内容である審査請求人個人に関する実施機関の評価が記載されている。しかも、その内容は、精神障がいを抱えている審査請求人からの聞き取り内容や語調等をもとに当該人の状態や状況を評価し、今後の支援方策を定めるための検討材料としての記録となっている。そのため、その記載を開示することになれば、実施機関との信頼関係に軋轢が生じてしまい、障がい者支援事業における支援の実施が今後困難となる。したがって、当該記載を開示しないことが明らかに正当であると認められると判断されることから、当該箇所を、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とすることを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

（4）第3号該当性を理由とする非開示部分について

前記2（3）のとおり、第3号は、保有個人情報、開示請求人本人以外の「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、個別具体的場合に第三者たる情報提供者を特定することになる情報は、それが開示されることによって、審査請求人との信頼関係を損ない、その結果、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報である。

第3号該当性を理由として非開示とされているのは、5月10日付けの当該箇所についてである。当該箇所には、訪問看護ステーションに勤務する特定第三者の姓とその電話番号が記載されている。当該記載は、審査請求人ではない第三者に関する情報であり、しかも、誰が情報提供者であることを明示するものであることから、それを開示することにより実施機関への具体的情報提供者を特定することにつながる。したがって、当該第三者の姓と電話番号を開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものといえる。よって、当該箇所を、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とすることを認め

る第3号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(5) 第6号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(4)のとおり、第6号は、保有個人情報、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、障がい者相談支援事業の実施に関しての実施内容報告や協議内容は、それが開示されることによって、それら関係機関と実施機関との信頼関係や、当該関係機関と当該支援事業を受けている審査請求人との信頼関係に軋轢などが生じるおそれが高く、その結果、当該支援事業を実施するに当たり必要となる各種の情報の実施機関における収集が困難となり、ひいては、当該支援事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる情報である。

第6号を理由として非開示とされているのは、5月10日付け、同月12日付け、同月30日付け、同月31日付け、6月7日付け、同月10日付け及び同月15日付けの合計7箇所の各箇所についてである。5月10日付け及び同月31日付けの各箇所には実施機関担当係への報告内容が、同月12日付けの箇所には実施機関担当係等における内部協議の内容(参加者名を含む)が記載されている。同月30日付け及び6月10日付けの各箇所には第1号該当性を理由として非開示とすることの認められる機関と実施機関担当係等との間での連絡内容等が記載されている。そして、6月7日付け及び同月15日付けの各箇所には、実施機関担当課と忠生地域障がい者支援センターとの間での事務事業に係る情報及び実施機関担当課における協議内容が記載されている。

これら各箇所に記載されている内容は、精神障がいを抱えている者への適切なサービス提供を実施するための事務事業に係る連携機関名及びこれに直接結びつく記載である。当該事務事業を適切かつ効果的に行っていくためには、関係する各種の連携機関から必要な情報をはじめとして様々な協力を円滑に得ることが必要不可欠である。この協力のあり方を本人に開示することになっては、その円滑さを損ない、ひいては、当該事務事業の適切かつ効果的な実施が著しく困難となる。したがって、当該各箇所を開示することは、当該事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせると認めることができる。それ故、当該各箇所を、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とすることを認める第6号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

4 本件対象文書3について

(1) 本件対象文書3の性質等

精神保健記録は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第2号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第

47条第4項及び第49条第1項・同条第2項に基づく精神障がい者の支援、助言、指導等の事務の実施に際して、精神障がい者ごとに相談内容を記録している文書である。その記録を行うことにより、相談担当職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。なお、当該文書の様式についての法令上の定めはない。

本件対象文書3は、審査請求人との相談内容を記録した精神保健記録の文書である。

(2) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(2)及び3(3)のとおり、第2号は、保有個人情報、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人個人に関する実施機関の評価、相談、判定等の記載は、当該者に開示することによって、当該者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、当該者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

第2号該当性を理由として非開示とされているのは、2011年4月26日付けの記録中、「主訴」、「状況及び観察した事」、そして、「分析・判断」の各欄における関係記載箇所(合計3箇所)についてである。「主訴」の欄の当該箇所には審査請求人の電話口での発言の仕方に関する実施機関担当職員の評価が記載されている。「状況及び観察した事」の欄の当該箇所には当該電話による相談内容から判断される審査請求人の行動等の傾向に関する実施機関担当職員の評価が記載されている。そして、「分析・判断」の欄の当該箇所には審査請求人からの相談の内容から実施機関担当職員が導き出した分析・判断の内容が記載されている。

それらの内容は、審査請求人個人の評価、相談、判定等に関するものであり、それ故、本人が心外に感じるおそれのあるものが含まれていることがある。そのため、これらを開示すると、実施機関と本人との信頼関係に軋轢が生じることが容易に予想される。したがって、審査請求人に開示をしないことが明らかに正当であると認められることから、当該3箇所すべてを、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とすることを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その

子のことで相談した記録等についてなされた個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った部分開示決定は、妥当である。